

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第45号（2015年2月8日）

日韓条約締結 50 周年の 2015 年がスタート！ 2014 年度総会・公開シンポジウムを開催しました。

目次

2～3頁 2014年度総
会報告

4～8頁 弁護団報告

9～11頁 パネリスト
報告

12頁 外務省が情報公
開審査会に諮問



公開シンポジウム（右からパネリストの金鉉洙さん、岩月浩二さん、五十嵐彰さん）

日韓会談文書・全面公開を求める会 2014年度総会報告

2014年12月23日（火・休） 東京しごとセンターセミナー室

事務局長 山本直好

日韓会談文書・全面公開を求める会2014年度総会を、去る2014年12月23日に開催しました。田中宏共同代表の開会あいさつに続き、弁護団からの裁判報告、吉澤文寿共同代表から、昨年7月25日の第3次訴訟控訴審判決と上告についての報告がありました。また、太田修共同代表から、アーカイブス設立準備委員会の報告も行われ、質疑応答の後、すべての議案は原案通り承認されました。

2015年度予算については、参加した会員の方から、長年の裁判を担ってくださった弁護団への謝礼も組むべきではないかのご意見もいただきました。2015年の各事業を独立採算で取り組み、次年度にも予算を組めるように努力したいと考えております。会の活動も総仕上げの段階に入りました。会員の皆様のご支援ご協力を今後ともお願いいたします。以下に、主な発言の要旨を掲載します。

田中共同代表 高校無償化の審議会のメンバーを開示せよという請求を文部科学省にやったところ、やはり駄目だったので、今異議申し立てをしている。その駄目の理由がふるっていて、「委員の人に不測の事態が生じると困る」「委員を引き受けてくれる人がいなくなると国務の遂行に支障を来す」と言っている。特定秘密保護法もできて、国の持つ情報をどうするか転換点に来ている。

東澤弁護士 控訴審判決は決論としては悪い判決だった。これについてなぜ上告しないのかという疑問も会員の皆さんの中にはあるかもしれない。今の訴訟システムの中で最高裁に持っていくというのは憲法判断が第1に求められる。この訴訟はもちろん知る権利に関

わる訴訟ではあるが、情報公開と知る権利の訴訟ではこれまで最高裁はこれは憲法問題ではない、法律の問題であるという形で蹴ってきているので得られるものはない。また、1審2審で前進させてきた情報公開をめぐる新しい判断を悪い方向に変えられては困るといふ判断をした。一方で実際上は運動の中で大半の文書は外務省によって開示されている。後は開示させた文書をどう生かして行くか、一緒に考えていきたい。

張弁護士 崔鳳泰弁護士に誘われて弁護団に入った時はすぐに終わる裁判だと思っていたらもう7年ほど関わることになった。この訴訟は戦後補償の面と情報公開の面と両方あって難しい裁判だった。戦後補償の面で言えば、2007年末に第1次訴訟で勝って、文書が次々に開示され、2010年には日韓の弁護士会で宣言が出され、委員会も作られ、韓国での憲法裁判所決定や大法院判決につながってきた。これをどう後世につなげていくのか、若い人に伝えていくのか、今後皆さんと考えていきたい。

吉澤共同代表 ここまでの成果を生み出したのは弁護団の皆さんのご協力があったこと。当初、2005年に会を立ち上げた際に、戦後補償問題解決を前進させたい、日韓会談文書の開示をさせたいと小竹さんからお誘いを受けた。それから10年、6万枚と言われる日本側文書のうちかなりの部分を開示できたことは大きな成果だ。この訴訟を通じて、情報公開と民主主義ということを経験した一人として考えた。情報を開示したくないというのが役所の体質としてあるかもしれないが、それが当たり前のように一般市民が受け止めてそのまま流れていくと官僚のやりたい放題になってしまう。民主主義と言う観点から、自分たちでものを考えて決めるという手続きを踏むためには、情報公開がきちんとなされなければならない。それをこの会の取り組みを通じて少しは実践できたのかなと思う。一方、裁判を通じて感じたのは、それでも壁が厚いということだ。大量の文書は開示させたが、外務省が本当に出したくないものは最後まで隠され、裁判の主導権は外務省が握っていた。上告はしなかったが、情報公開と民主主義の今後の課題として残された。

公開シンポジウム

日韓会談文書公開運動の成果と課題 日韓条約締結50周年を前にして

2014年12月23日（火・休） 東京しごとセンターセミナー室

基調講演「日韓会談文書情報公開請求訴訟の軌跡」

弁護団 東澤 靖

1、 弁護団の構成

日韓会談文書情報公開請求訴訟に関わってきた弁護士は、8名である。その関わりの経緯は、戦後補償の運動・裁判を背景とする弁護士（東澤 靖、川口和子（故人）、魚住昭三、張 界満）と、情報公開の運動・裁判を背景とする弁護士（二関辰郎、小町谷育子、古本晴英、齋藤義浩）によって担われてきた。訴訟の弁護団を結成する際には、大きく分けて著名・多数の弁護士の名を連ねる方法と、実際に実務を担う弁護士のみによって構成する方法とがあるが、この弁護団は、訴訟での実務的な側面を重視して、後者の方法で弁護団を結成した。

第1次訴訟の提訴時に参加していたのは、東澤、川口、魚住、二関、小町谷、古本であり、その後、第2次訴訟を含め情報公開法の理論的側面は、二関、小町谷によって担われ



右から東澤靖弁護士、張界満弁護士

た。その後、弁護団には、戦後補償の運動を担う若手の張、情報公開法の理論を担う齋藤が参加し、第3次訴訟は、実質的に東澤、齋藤、張の3名によって担われることになった。

2、 日韓会談文書情報公開請求訴訟の目的

日韓会談文書情報公開請求訴訟の目的は、弁護団の間では、大きく3つからなると理解されていた。

第1は、日韓の間における戦後補償問題の解決への寄与である。「慰安婦」や強制連行の問題に対し、日本政府からはしばしばそれらの問題が日韓会談を経た1965年の請求権協定によって法的に解決済みであるとの表明が繰り返されてきた。日韓会談文書の情報公開請求は、日韓会談で交渉の対象となった事項を実際に検証するための歴史的真相を獲得し、「法的に解決済み」という論理を実証的に批判する事であった。

第2は、市民による政府の外交に対する民主的な検証を実現することである。外交関係文書は、情報公開法の規定やこれまでの裁判例によって、市民がその内実を検証することが困難な分野であった。しかし、国際的な趨勢の中では、外交文書と言えども30年原則など一定の時間を経過した場合には、その公開が原則とされていた。この訴訟は、日本において不当に秘密扱いされてきた外交文書を、市民の手に取り戻す闘いであった。

そして第3は、将来に向けた日韓関係の構築のためには、過去の歴史がその暗部を含めて歴史研究者によって検証されなければならないという確信である。そのような歴史的な検証が不可能なままでは、外交や政治は過去に学ぶことができず、良好な近隣関係の前提となる共通の歴史認識を確立していくことができない。

これらの目的を達成していくために、弁護団は、膨大な文書を扱う、複雑で困難の多い訴訟を担っていった。

3、 日韓会談文書情報公開請求訴訟の争点と成果

日韓会談文書の情報公開請求は、2006年4月25日に行われた。それに対する外務省の対応は、その一部についての決定は同年6月までに行うが、残りの部分については、2年後の2008年5月まで先延ばしするという異常なものであった。そして実際に最初の決定を行ったのは、2008年8月になってからであった。

(1) 第1次訴訟 (2007年)

第1次訴訟は、最初の決定に含まれていた13文書の不開示決定の取消と開示の義務付けと(処分の取消・義務付け訴訟)、併せて、大半の文書に関する決定を2年後としたことについて、処分しないことの違法の確認(不作為の違法確認訴訟)を求めて、2006年12月18日に提起された。

13件の不開示決定については、その後、訴訟とは別に行われていた異議申立てによってすべての開示が認められた。そして、不作為の違法確認訴訟については、2007年12月26日の東京地裁の判決で、外務省が2年も決定を先延ばしすることは違法であるとの判決が行われた。外務省の不作為の違法を確認するという点では画期的な判決であった。

この訴訟は、その後、外務省によって控訴されたが、その間外務省が、残りの文書について決定を行ったことから、目的をすべて達成したものとして2008年6月3日に取り下げられた。

(2) 第2次訴訟

第2次訴訟は、外務省が2007年11月16日に行った第2次の決定の中で行った、13文書の不開示決定の取消と開示の義務付けを求めて、2008年4月23日行われた(処分の取消・義務付け訴訟)。

しかし、この訴訟では、東京地裁が国側の主張に全面的に依拠し、2009年12月16日の判決で、原告の訴えをすべて退けた。その後、この訴訟は、東京高裁、最高裁に上訴されたが、2011年5月9日の上告受理却下決定により終結した。

(3) 第3次訴訟

外務省は、第1次訴訟、第2次訴訟の期間を通じて、2008年5月26日までに7次にわたるさみだれ的な決定の中で、約6万頁にわたる文書についての決定を行っていた。その中で外務省は、1917文書のうち547文書（うち、部分開示524文書、全部不開示23文書）にもものぼる不開示決定を行っていた。そのため、第3次訴訟は、2008年11月14日、それらの膨大な不開示決定の取消と開示の義務付けを求めて行われた（処分の取消・義務付け訴訟）。

第3次訴訟は、審理の対象となった文書量の膨大さのため、東京地裁の審理が終了するまでに、4年近くの時間を必要とした。その間、外務省は、一部の文書について開示へと変更する決定を行った。そして、2012年10月11日、東京地裁は、約7割の文書を開示すべきだとする画期的な判決を行った。中でも特筆すべきは、作成から30年を経過した外交文書は原則として開示されるべきこと、外務省は不開示の決定の「再検討を真摯かつ速やかに尽くしていく」べきことが促された。

その後、国は東京地裁の判決を不服として一部の控訴を行い、原告も開示が認められなかった部分の一部について附帯控訴を行った。その控訴の間にも外務省は、次々と開示へと変更する決定を行っていった。そのため、実際には、多くの文書が開示されることになった。2014年7月15日の東京高裁判決は、残念ながら東京地裁の判決で命じられた多くの開示決定を覆した。他方で、東京地裁が命じなかった文書について、開示を命じるなど、わかりにくい面を持っている。ただし、従来の判例理論では、外務省に広範な裁量が認められるとされてきた外交文書について、情報公開の決定に対する審査は、「行政庁に広汎な裁量を委ねる趣旨ではな」いこと（20頁）、外務省は「おそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があること」（21頁）を認めた。このことは、外交文書をめぐる今後の情報公開請求にとっては大きな一歩となる。

原告は、日韓会談文書全面公開運動の目的の大半は、實際上達成されたとして、東京高裁判決に対する上告受理申立は行わなかった。

4、 今後の運動の発展に向けて

日韓会談文書情報公開請求訴訟は、足かけ8年余の年月をかけて終了した。その訴えは、すべて認められたわけではないが、第1次訴訟と第3次訴訟の2つの画期的な判決を生み出し、また、訴訟にとどまらない運動の成果として、大半の日韓会談文書を公開させるという成果を達成した。

他方で、これらの訴訟では、情報公開法にインカメラ制度が存在しないもとで、外務省が不開示を貫いた文書については、市民はおろか、裁判所さえもその中身を何ら検討できなかった。隠された情報が一体何であるのかを見ることもできないまま、国側の主張に反論し、裁判所も判断せざるを得ないというジレンマを味わい続けてきた。こうした現在の情報公開制度の限界を、痛感せざるを得ない訴訟でもあった。最近施行された特定秘密保護法は、そうした国家の情報に対するジレンマや限界をさらにいっそう拡大するものだろう。

しかし、日韓の市民が国家を相手とする訴訟で、ここまでの成果を勝ち得たことは、率直に評価したい。そして、この訴訟を行う中で、生み出された判例法理、運動を支える力、そして日韓の市民の連帯は、必ずやさらに大きな運動に実を結んでいくことを確信している。

最後に、弁護団の活動を長年支え続けてくれた、原告の皆さん、求める会の会員、そして協力を申し出てくれたすべての方々に感謝したい。

以 上

(全文掲載)

パネリストの報告(要旨)

「日韓会談は何だったのかーその反対運動から見えてくるものー」

金鉉洙 (キム・ヒョンス) さん (明治大学兼任講師)

2014年度の世論調査で、日本で韓国に対して悪い印象を持っている人が54.4%。それに対して韓国で日本に対して悪い印象を持っている人が70.9%。相手の国に対して悪い印象を持っている人が増えている。その理由はどちらも歴史的問題が大きい。日韓条約は過去の歴史を解決し、仲良くなるはずがうまくいっていないことが分かる。

日韓条約は現在の日韓関係を規定する基本枠である。日韓条約は、朝鮮半島の分断という矛盾と日韓の民族矛盾をはらんだまま締結された。冷戦時代においてある意味「強制的」に構築、朝鮮半島の冷戦の固着化とともに維持されてきた。冷戦崩壊、韓国の民主化の下で、戦後の日韓条約体制はもはや維持できなくなったのではないか。50周年を迎える中で、新たな関係を再構築する必要性が台頭している。

日本における日韓会談反対運動の限界は、在日朝鮮人の日韓会談反対運動は韓国内の反対運動も同じだが、反共のイデオロギー性を克服できず、この運動を民族の統一運動にまで発展、展開できなかったことだ。そして、その過程で在日朝鮮人社会で分断が可視化・顕著化されていく。一方、日本の反対運動の最も本質的な特徴は冷戦下のイデオロギー的対立の構図の中でしか日韓会談をとらえないことによって、全体的に植民地支配という歴史に向き合うことができなかったことだ。

日本における日韓条約反対運動の意義はなんだったのか。日韓会談は在日朝鮮人にとっては「棄民」が可視化されつつ、自ら自覚していく過程とも言える。祖国の政治状況に敏感に対応し、日本の反独裁、民主化運動の支持母体となり、日本における韓国認識や歴史認識がいつそう多様化しつつ具体化していく基盤を作り上げた。また、日本人の運動内部で日本人の植民地朝鮮認識に対する問題提起が行われていた点も重要だ。日韓条約反対運

動の主流ではなかったが、地道な研究と問題提起が続けられ、その後の韓国に対する認識の変化につながって行った。

「未完の植民地清算～戦争に敗けたということ～」

岩月浩二さん（名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団）

2007年4月27日最高裁判決（日本）と2012年5月24日大法院判決（韓国）も、実体的請求権は発生し、存在しているという点では共通している。違っている点は、日本の判決は訴える権利を認めなかった。韓国の大法院の判決では、反人道的不法行為・植民地支配に直結する不法行為については、日韓請求権協定は及ばないと言っている。国家の対人主権の作用として実体的権利を無くすことができるかできないかというレベルで大法院はできないという立場をとった。さらに大法院判決は、外交保護権も放棄されていないとするところまで踏み込んだ。ここまできると国家観、歴史観まで深く関わってくる。

軍「慰安婦」を含む「反人道的不法行為」が協定の対象から除外されることは国際法的にも承認できる。問題は「植民地支配に直結した不法行為」概念である。戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約には「身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること、被保護者を不法に追放し、移送し、若しくは拘禁すること」などの重大な違反行為があった場合は加害者を処罰しなさいという規定がある。この条約は戦争と占領を前提としていて植民地支配自体に触れているわけではない。韓国併合が無効ということを経験してはじめてジュネーブ条約に触れることができる。仮に韓国併合が無効であっても、大法院が言う「植民地支配に直結する不法行為」は条約の言う「重大な違反行為」よりは広い概念である。国際法的な正当化を図るためには少なくとも条約並みの限定が必要だ。論理的に解決を図ろうとすれば、日本側には、韓国併合無効論をコンセンサスとする努力が必要になる。

日本の最高裁判決はサンフランシスコ条約の枠組み論にとらわれている。では、サンフランシスコ条約を日本はきちんと受け入れたのか。サンフランシスコ条約は非常に寛大な

講和であった。それは敗戦意識の希薄化を招き、冷戦構造の下の「平和と繁栄」の戦後はそのますますの希薄化をもたらした。今、何をまずやるべきは、敗戦を受け入れるということだ。東京裁判受諾と「独立」は一体の関係にある。そして国際社会が日清戦争以来の領土拡張を否定したということを受け入れなければ、韓国併合無効論の問題も解けない。

「考古学京都学派の影—なぜ日本考古学には植民地責任意識が希薄なのか—」

五十嵐彰さん（東京都埋蔵文化財センター主任調査研究員）

「大正の初年からほぼ20年の間、濱田耕作博士を首座とする京都帝国大学文科大学（のちの文学部）の考古学教室が日本の考古学界の淵藪となっていた」（1997年 角田文衛「考古学京都学派」とされる。しかし、光があれば影もある。

濱田耕作は、京都帝国大学に日本で初めて考古学教室を創設し、日本近代考古学の父と呼ばれている。「我等の西隣には欧州学者と競争す可き支那といふ考古学上の大原野を有してゐるのである。朝鮮、満州といふ屈強な土地を控えてゐるのである」（1917「我国考古学の将来」）。濱田にとって朝鮮半島や中国大陸はヨーロッパの考古学者と競い合う単なる競技場でしかなかった。

なぜ、「日本考古学」は戦争責任・植民地責任という意識が希薄なのか。考古学という学問には野外調査が欠かせない。野外調査にはそれなりの資金や人材、支援体制が必要だ。戦前戦時期の日本考古学においてそうした資金人材が豊富な官学（東京大学・京都大学）は外地（朝鮮半島や中国大陸）、私学は内地（日本国内）で調査を行うというすみわけがなされていた。外地での調査、侵略考古学は国を挙げて多額の資金が投入され、国策として推奨されていた。日本考古学の戦争責任、植民地責任を明らかにするということは必然的に当時の学界の主導的研究者の責任を明らかにすることになる。当事者に反省の意識が見られなかったことはもとより、後学の研究者も表立って指摘することはなかった。先人がなした不正行為を直視せずうやむやにし、過去から継続している不正な状態を改善しないという2重の正当化が行われている。

再請求分の異議申し立てに対し、外務省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問しました！

現在の情報公開法ではインカメラ手続きが認められておらず、裁判官は直接文書を見ることができません。これは第3次訴訟一審判決でも指摘された大きな問題点です。このため、求める会では主に請求権問題に絞って外務省が不開示としてきた136文書をピックアップし、裁判と並行して、共同代表を中心とした5人の請求人で2012年6月21日に再請求しました。2013年1月21日の再請求分の開示不開示決定を踏まえて、不開示とした部分の開示を求めて、2013年3月22日付で異議申し立てを行っていました。

第3次訴訟の対象となっている文書も含まれているため、手続きが止まっていたましたが、昨年7月25日の控訴審判決確定とその後の追加開示を受けて、今年1月15日付で外務省から情報公開・個人情報保護審査会（以下、「情報公開審査会」）に諮問をした旨の通知が届きました。そして、1月26日付で情報公開審査会から、外務省の理由説明書が送られ、それに対する異議申立人の意見書又は資料の提出についての通知が届きました。

情報公開審査会では実際に文書を見て審査が行われます。裁判での成果を最大限生かして、さらなる開示を実現できるよう、情報公開審査会に対してしっかりと意見表明と情報提供を行っていきたいと思っています。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K法律事務所気付 TEL : 090-9204-7607 FAX : 03-5241-9906

E-mail : nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>